

第136号
2013. 4. 26

ながの 社会福祉士会 NEWS



■発行：社団法人長野県社会福祉士会 ■会長：三村 仁志
 ■事務局：〒380-0836 長野市南県町685-2 長野県食糧会館 6 F
 TEL：026(266)0294 E-mail：hope@nacsww.com
 FAX：026(266)0339 http://nacsww.jp/ ■編集：広報編集委員会

目次

巻頭言	1	～長野県地域生活定着支援センターの活動から～	8
倫理要領を問う！ ～社会的地位の基盤としての倫理基準～	2	“平成24年度 あり方検討プロジェクト意見書”まとまる	8
～わたしの考える権利擁護～ 会員からの寄稿文を掲載	3～5	福祉まるごと学会 開催案内	9
～高齢者虐待対応専門職チーム設置準備会立ち上がる～	5	この指とまれ！ ～日本社会福祉士会全国大会 参加者・企画者募集！～	10
報告！福祉まるごと学会&総会	6	今後の予定	10
平成25年度暫定 理事・監事	6	編集後記	10
社会福祉士会宣言及び生活保護基準引き下げ反対アピールについて(抄)	7		

巻頭言

「権利擁護はソーシャルアクションである」

長野県社会福祉士会 前副会長 内田 宏明
 (日本社会事業大学)

今回の特集は「私の考える権利擁護」である。このテーマに関して、自由に思いをということなので、私として自由に思いを述べたいと思う。

「権利擁護」の理念を考えた時、社会福祉士及び介護福祉士法で協調され拘束的に枠組み設定されている医療保健分野との連携よりも、司法分野との連携が圧倒的に重要であろう。医療保健が強調されるがあまり、ソーシャルワーカーの一部には白衣にアイデンティティを求めたり、診断まがいの発言をしてしまったりする者も見受けられ心暗くなるが、私が模範とすべきとするのは人権派の弁護士であり、会としては社会的提言を繰り返す日弁連であると考えている。

私はかつて、教員の性的虐待事件を告発する被害児家族の支援に取り組んだ。それは一教員の犯罪ではあったが、人事権を有する雇用組織の犯罪という側面も有していた。トカゲのしっぽ切りよろしく、一個人の犯罪として、この案件を済ませようとする巨大組織と対峙する被害を受けた子どもの側に立った「権利擁護」の取り組みは困難性が高く、自らも大きく傷つけられる。しかし、我が身可愛さで腰が引けていれば「権利擁護」など絵空事となる。当事者の権利を護るということを「家族から」という範囲に極小化し、家族をいわば悪事をなす者の位置に置くという矮小的な枠組みに限定することでは、本質的な「権利擁護」を目指すことはできない。「権利擁護」とは、「権力」から当事者の「権利」を護るという枠組みであり、この行動はソーシャルアクションそのものなのであるのだから。

およそ和製ソーシャルワークには理念の矮小化が多々見られる。身の丈に合わせた理念とすることが当たり前という、後退的の空気が色濃く存在する。研修や専門書はそもそも「このままでいいんだ」「私の考えと同じだ」と自己肯定するためにあるのではない。理念とは目指すべき方向であり、理念と実践にギャップがあるのなら、そのことは自らを高める契機とするべきであり、理念を改変し地べたに引きずりおろすのは本末転倒と言える。生活保護におけるケースワーク、介護保険におけるケアマネジメント・地域包括支援、学校ソーシャルワークなど、このような例は枚挙にいとまはない。この延長線で日常金銭管理による手数料稼ごに、社会福祉士会における「権利擁護」が矮小化してしまうのではないかと私は危惧の念を深めている。成年後見制度は「権利擁護」の単なる道具立てのごく一部であり、目的ではない。「権利擁護」事業を中核としたビジネスモデルなどと『独立型』志向者が錯誤を言うとするならばそれは『自活型』と呼称変更した方が良からう。また、シルバービジネスなどと言った同じ口で、「権利擁護」を唱えても、やはり説得力は有しない。「権利擁護」は、当事者の権利を基盤としたアプローチであり、法制度基盤でも商売基盤でもない。

社会福祉士は「社会」が、ソーシャルワーカーは「ソーシャル」が、核となるアイデンティティであることを再び、みたび確認されたい。そのために、私たちは鋭い社会認識を持たなければならず、それを共有したうえで現在と未来に向けて発言・行動する社会福祉士会へと高めていくことを新年度に当たっての私の目標としたい。

倫理要領を問う！ ～社会的地位の基盤としての倫理基準～

会員は「会の定款及び社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領を承認」していることとされています。

本会の会員は社会福祉士の倫理綱領にあげられた「価値と原則」を念頭に置き、社会福祉士の行動規範を順守し、実践することが求められます。

それは、職務の中で倫理性についての判断が必要とされた場合、社会福祉士の行動規範によることを意味しています。この倫理要領を遵守することを誓約した社会福祉士を会員として認めていくという手順を定め、会員の証として倫理綱領の遵守を位置付けています。

とかく私たちは現場で『倫理』を意識することが少ないのが現状で、福祉専門職として、『こうしたい』という信念の体系が『価値』として、そして、価値を実現するための具体的行動規範として『専門職倫理』で表しています。

なぜ、倫理綱領を明文化する必要があるのか、については、①利用者に対し社会福祉士としての役割を明示すること、②市民や他の職種に社会福祉士が何を目指す専門職であるのかの周知と理解を促していくということ、③社会福祉士同士が行なうべき業務について共通理解を持つこと、ということがあげられます。

ケースによって異なる判断を行なう必要があり、どのような対応がよいのか、という判断の拠り所として倫理綱領があります。

社会福祉士は、社会福祉士の資格を取得したことに足りず、倫理要領を持ち、支援の拠り所となる倫理要領を持ち、対象者とともに権利擁護という認識の上で、対象者の代弁機能を果たしつつ、個別ケースでそれぞれの支援の方向性を導き、支援していかなければならないのです。

新年度の始まりという節目、この機会に倫理綱領を一読してみてもはどうでしょうか？

【価値と原則】

人間の尊厳・社会的正義・貢献・誠実・専門的力量

※全ての人間の違いによらずに尊重し、自由・平等・共生に基づく社会正義の実現を目指し、そのために貢献すること。本倫理要領に常に誠実であり、専門的力量を発揮し、専門性を高めること。

【倫理基準】

- | | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 利用者に対する倫理責任 | <input type="checkbox"/> 利用者の利益の最優先 | <input type="checkbox"/> 受容 |
| <input type="checkbox"/> 説明責任 | <input type="checkbox"/> 利用者の自己決定の尊重 | <input type="checkbox"/> 利用者の意思決定能力への対応 |
| <input type="checkbox"/> プライバシーの尊重 | <input type="checkbox"/> 秘密の保持 | <input type="checkbox"/> 記録の開示 |
| <input type="checkbox"/> 情報の共有 | <input type="checkbox"/> 性的差別・虐待の禁止 | <input type="checkbox"/> 権利侵害の防止 |

【実践現場における倫理責任】

- | | |
|-------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 最良の実践を行う責務 | <input type="checkbox"/> 他の専門職等との連携・協働 |
| <input type="checkbox"/> 実践現場と綱領の遵守 | <input type="checkbox"/> 業務改善の推進 |

【社会に対する倫理責任】

- | | | |
|---|-----------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ソーシャル・インクルージョン | <input type="checkbox"/> 社会への働きかけ | <input type="checkbox"/> 国際社会への働きかけ |
|---|-----------------------------------|-------------------------------------|

【専門職としての倫理責任】

- | | | | |
|---------------------------------|---|-----------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 専門職の啓発 | <input type="checkbox"/> 信用失墜行為の禁止 | <input type="checkbox"/> 社会的信用の保持 | <input type="checkbox"/> 専門職の擁護 |
| <input type="checkbox"/> 専門性の向上 | <input type="checkbox"/> 教育・訓練・管理における責務 | <input type="checkbox"/> 調査・研究 | |

～ 社会福祉士会の会員は、倫理要領を持つ専門職です ～

～わたしの考える権利擁護～ 会員からの寄稿文を掲載

ここ数年で「権利擁護」という言葉をよく耳にするようになりました。様々な職場や職種で働き、また様々な対象者と関わる社会福祉士にとって「権利擁護とは何か」をテーマに、その思いや意見を広報紙に寄稿していただきました。今回、寄稿に至らなかった会員の皆さんも、自らの職務や職責の中で「権利擁護」とは何か、ということを変えて考えてはいかがでしょうか？

「私の考える権利擁護」

東信地区 高岡久章（東御市社会福祉協議会）



そもそも“権利擁護”とは何でしょう。“権利”とは、“擁護”とは…。福祉現場で殊更に“権利擁護”が話題になるようになったのは、介護保険制度・成年後見制度の導入、福祉基礎構造改革の実施された頃からでしょうか。

かつて私は、知的障がい者の施設に勤務していました。今から約三十年前のことです。大学在学中、ボランティアで通い慣れた施設に就職した私が先ず驚いたことは、それまで私のことを“ボランティアのお兄ちゃん”と呼んでいた利用者から、就職した途端に“〇〇先生”と呼ばれるようになったことでした。調理員として勤務されていた職員から「教員資格もない上に、教員採用試験も経験したことのない者が、突然“先生”呼ばわりしちゃうんだもんね。そりゃ～、誤解するなって言う方が無理かもしれないよね。」と呟きながら、私に諭すように利用者と仲良くおしゃべりをされていたことが未だに思い出されます。この施設では、その後職員会で職員の呼称について議論がされ、“～さん”と職員を呼ぶようになりました。

昔話はさておき、福祉を取り巻く環境も大きく変わりました。福祉制度は措置から契約に、介護制度は新たな保険制度として創設され、民法の改正により成年後見制度が導入されました。俗にいう“権利擁護”の福祉分野における体制づくりは整ったはずだったかと思えます。しかし、私はその実感が十分ではないことに何かスッキリいたしません。権利を擁護するはずの成年後見人が被後見人の権利を侵害したり、金銭を管理する側が横領したりといった事件は時々報道されています。

福祉大学の学び舎で初めて講義を受けた時、今は亡き糸賀一雄先生の“福祉の思想”に大変感銘を受けたことを思い出します。今、福祉の専門職に必要なのは“福祉哲学”なのかもしれません。（H25. 3. 27寄稿）

「権利の擁護」にアンテナを高くスキルアップを！

北信地区 小池正志（地域生活定着支援センター長）



憲法や各種の法律で、人権や権利は平等にあるが、権利が擁護され保障されているとは限らない。そして、権利の行使・実現は不平等でもある。一般的に「権利」は、自ら主張して周りの共感を得ながら獲得し行使できるものと考えられる。愚行権も含め、個々人の意思の尊重は、最も大切にしなければならない基本である。故に、自ら訴えることや意思能力の不十分な高齢者・障がい者、そして権利があることを自覚できない子ども等の権利擁護が極めて難しく、今日最も重要な課題であると思う。

高齢者虐待防止法に続き、障害者虐待防止法も昨年10月に施行され、虐待防止・権利擁護を図るために、成年後見制度の活用を推奨している。本県における後見申立件数及び首長申立件数は、他県に比べ極めて低い状態にあり、私達は関係者と協働して一層の努力が求められる。ただ、成年後見制度は“笑う相続人（支援はしないが相続財産は要求する等）をつくらない”には有効ではあると思う。

しかし、後見制度のみで“その人がその人らしい人生を送れる”と考えるのは幻想である。本人と関係者、後見人等のネットワークで実現していきたいものである。現行、成年後見制度にも問題はあり改正の必要性については、2010年10月開催の成年後見法世界会議での「成年後見制度に関する横浜宣言」に記されている。国は、国連の「障害者権利条約」を早期に批准すべきである。

人間としての権利、働く者の権利、女性・子ども・高齢者・障害者、マイノリティ等の権利及び権利擁護は、与えられるものではなく、先人達が血と汗を流し戦いながら獲得してきたものである。そして権利の内容は、時代とともに変わり、変えてきているし、もっと変えなくてはならないと考える。

ソーシャルワーカーとりわけ社会福祉士会員は、国際的な視点も持ちながら、地域の中で利用者に寄り添い代弁し、時には古い慣習にも立ち向かっていくことが求められる。そして、スキルアップにはアンテナを高く掲げ、日々専門的な知識・技術を学び、様々な専門職等とのネットワーキングを図ることが求められている。

（H25. 3. 12寄稿）

「日本のソーシャルワークは死んだのか？」

東信地区 石坂 誠（東信医療生協）



生活保護基準の切り下げが強行されようとしている（1月27日現在）。これは生存権が脅かされようとしていると言ってよいと思う。これに対して、各地の弁護士会や法律関係者を中心に組織される生活保護問題対策全国会議が、声明を出し、反対の姿勢を明確にしている。社会福祉士会は、なぜ声をあげないのだろうか。貧困・格差の問題は、ソーシャルワーカーが看過してはならない、社会福祉にとっても最も重要な課題であるといっても過言ではない。だが、社会福祉士の動きは、すこぶるにぶい。社会正義や社会変容等、ソーシャルワークの価値に照らせば、沈黙するソーシャルワーカーには、存在意義がないとさえ言える。

1960年代アメリカでは、公民権運動、反戦運動、学生運動、マイノリティの権利運動が激化した。そうした中、貧困問題や社会問題などの社会的視点を欠落させ、「素人の精神分析家」と化したソーシャルワーカーへの非難が強まる中、パールマンは「ケースワークは死んだ」（1967年）と言った。日本のソーシャルワークは瀕死の状態にあるというのが、私の実感である。

同じことを社会運動家である湯浅誠も言っている。湯浅（2012）は、ソーシャルワークに関して次のように述べている。「日本は高度経済成長の中で急速に貧困を脱したとされ、日本社会もはやくそれを過去のものとして片づけたがった。その中で、ソーシャルワークは高齢者福祉や障害福祉、あるいは医療相談、生活保護のケースワーク業務などに回収され、社会性と政治性をうしなっていました。貧困を過去のものに流すことで、ソーシャルワークの社会性や政治性も一緒に流してしまったわけです」。

最後に、日本社会福祉士会の倫理綱領の価値と原則より、社会正義について下記に記載する。

（社会正義）「社会福祉士は、差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざす。」価値を絵に描いた餅にしないためにも、行動が求められていると思う。

【文献】湯浅誠（2012）「ヒーローを待っていても世界は変わらない」朝日新聞出版（H25. 1. 29寄稿）

「権利擁護の視点（高齢分野から）」

中信地区 横山 昌由（特別養護老人ホーム 岡田の里）



私が以前とある社会福祉法人で運営している特養に勤めて最初に生活相談員をしていた時の話です。ある新人介護職から「高齢者施設とはみんなこんな感じですか」と涙を流して訴えるように話してくれたのを覚えています。それには私も心当たりがありました。利用者への言動について、あまりにも自分が習ってきたことと違うことがたび重なりあったからだと思います。私もこのリーダーと利用者の対応について、またそのユニットの職員指導について何度もぶつかりました。新人職員から話を聞いたときには、他のこともありその職場を去ることを決めていた時期でした。それは自分の中で何をやっても無駄だと半分諦めていたと言ってもいいでしょう。今振り返ると、その新人職員の話聞き、まずは最初になくしてはいけなかったのは、その職員への指導ではなく、利用者の権利が侵害されているなら即急にその場から利用者と侵害しているものを分離させなくてはいいかと思いませんか。みなさんの身近な所ではいかがでしょうか。初動をとる時、何に価値を置くか。まさにソーシャルワーカーの視点が問われていると思います。私はその経験を胸に刻み今は仕事をしています。この前もショートステイを使いながら独居生活をしていた方が今いる特養に新規で長期入居されました。その方は安心するためにお金を2, 3万円持ちたいという希望がありました。独居生活でもそうしていた様子です。窓口で対応した職員は困った様子でいましたが、私は失くすこともあるかもしれませんがそれを家族も了解していただくだらいいのではないかとアドバイスしました。そしてその方は自分の管理でお金をお持ちいただいています。これは身近な支援をしているユニット職員にとっては失くしたら誰の責任？といったことを考えると施設側としては避けたいことでもあります。その方の利益を考えた結果だと思います。私は今、高齢の精神障がい者の後見人を受任しています。支援者側と後見人からの目線でものがみえるようになってきたのは大きいです。

最後にブトリウムが言っています。人間尊重。変化の可能性。人間の社会性。その視点は高齢者であろうが、障がい者であろうが、児童であろうが、後見人であろうが変わらないソーシャルワーカーの価値ではないでしょうか。

（H25. 2. 20寄稿）

『未成年後見制度を通して考える』

南信地区 弓田 香織 (スクールソーシャルワーカー)



成年後見と未成年後見の両方を受任した経験の中から、全国的にも決して多くはない社会福祉士や弁護士等の第三者による未成年後見受任について考えてみたい。

そもそも、第三者による未成年後見が必要になる状況とはどのようなものであろうか。①親族の中にその子どもと関わりの深い者がいて、②後見人を引き受ける意思を持ち、③家裁が後見人としてふさわしいと審判を下せば、おそらくその者が後見人となるであろう。つまりこれらの要件のうちいずれかに何らかの課題がある場合に、第三者後見の検討が始まる。例えばどのような課題が起り得るか、思いを巡らせてみてほしい。親族との関係が以前から希薄だったり孤立傾向がある場合、父方親族と母方親族間に衝突がありどちらかの親族が後見人に就くことが対立を深める可能性がある場合、子ども自身に親族が元々関わりにくさを感じていた場合、親族に借金等の問題がある場合など、それぞれの項目に分けて考えると社会福祉士会の皆様であれば様々な状況が思い浮かぶに違いない。

未成年後見人は身上監護については監護教育権や居所指定権、職業許可権を持ち、その中には監護の一環としての医療同意権についても含まれると理解されている。また、被後見人が故意の不法行為を起こした場合には、損害賠償義務も負う可能性を覚悟する必要がある。まさに親代わりともいえる重い責任を負っている。また、財産管理についても財産を守るだけでなく、子どもの発達段階や希望に合わせて適切な資産活用をする必要がある。例えば進学や稽古ごと、さらに自立生活に向けて段階的な支援が求められる。前段で記したような、背景に様々な課題や、時には大人同士の衝突や葛藤がある中で、それらの実現を継続的に支援していくことが求められる。

個人と環境、またその接点に焦点を当てながら、当事者である子どもを主人公に自立に向けて援助する。まさにソーシャルワークの視点が欠かせない。現代の家族をめぐる様々な事情や、社会的養護の在り方についての様々な議論を思い浮かべると、未成年後見制度について社会福祉士が寄与できる可能性はこれからさらに高くなる。賠償制度や報酬面でもようやく整備され始めた本制度について、多くの会員に関心を高めて頂けるよう期待している。

(H25. 3. 26寄稿)

～高齢者虐待対応専門職チーム設置準備会立ち上がる～

平成18年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいて、市町村を第一義的責務として虐待対応が進められています。日本社会福祉士会と日本弁護士連合会では、市町村に対して、法的・福祉的助言を行う仕組みとして「高齢者虐待対応専門職チーム」の設置について協議が進められ、各都道府県において県と弁護士会、社会福祉士会が協働し、チームの設置がされています。

本会では、昨年度に長野県、長野県弁護士会所属弁護士とともに高齢者虐待対応研修を開催するなど、各市町村で高齢者虐待対応の標準的対応が図られるよう福祉活動委員会を中心に取り組んでいます。市町村では、虐待認定や緊急性の判断、対応方針や終結の判断などあらゆる場面で専門職の助言を必要としていることが明らかとなる中で、全国の動きも見据えつつ、『長野県高齢者虐待対応専門職チーム』の設置に向けて、長野県健康長寿課介護支援室、長野県弁護士会とともに具体的な協議を図るため、設置準備会を設立しました。

○準備委員会の構成 (予定)

長野県健康長寿課介護支援室・長野県弁護士会・長野県社会福祉士会・市町村職員

○準備委員会の期間 (予定)

平成25年4月から平成26年3月

○準備会での検討事項

市町村における高齢者虐待対応の現状分析／専門職派遣チーム設置に向けた課題の整理と協議
高齢者虐待対応研修のあり方について 他

報告！『福祉まるごと学会』

「あなたの居場所を守りたい：虐待や権利侵害に気づくには」というテーマで行われました。第1部は、CAPS・すわ（すわ子どもを虐待から守る会）代表の宮原規夫臨床心理士に「児童虐待から見える家族の問題」と題してご講演をいただきました。CAPS・すわの設立経過、活動や子ども虐待に関するアンケート調査結果を交えて話がありました。児童虐待の相談対応件数は、年々増加していますが、その背景には核家族化、地域社会の崩壊し、子育ての継承ができていないということや、経済的な問題があるということでした。



第2部は、「虐待や権利侵害に気づくには」と題してシンポジウムが行われました。喬木悠生寮の勝又さん、老人保健

福祉施設虹の森の中野さん、CAPS・すわ、元家庭相談員の宮坂さん、諏訪市社会福祉協議会の鮎沢さんがシンポジストとなり、それぞれの立場から、権利とどう向き合っているのか、現状についてのお話がありました。どの分野においても、一人ひとりを権利の主体としてとらえ、それをどう支援していくか、という視点が大切であるということを考えさせられました。

南信地区上伊那ブロック運営委員 有賀

報告！『第12回定期総会』

3月9日、本会の総会が茅野市文化センターで開催されました。

定款の変更、平成24年度補正予算、平成25年度事業計画および予算について、それぞれ承認され、最後に平成25年度・26年度の理事・監事の選任が行われました。会長に三村仁志さん、副会長に青柳興昌さん、萱津公子さんが選任され、「会員一人ひとりが主役になれる会を目指します」とあいさつされました。

また、『社会福祉士宣言及び生活保護基準引き下げ反対アピール』が提案されました。社会福祉士は「社会福祉」士であり、生存権、幸福希求権を擁護する専門職であること、その専門職が最前線で一人ひとりの生活を護る立場から、生活保護基準の引き下げに反対する、という宣言及びアピールで、承認されました。



南信地区上伊那ブロック前運営委員 伊藤

平成25年度暫定 理事・監事（一般社団法人化移行までの期間）

会 長	三 村 仁 志	監 事	内 田 宏 明
副 会 長	青 柳 興 昌	監 事	矢 澤 秀 樹
副 会 長	萱 津 公 子	運 営 委 員	山 本 杉 樹
理 事	坂 口 功	運 営 委 員	金 川 優 子
理 事	若 林 喜 久 雄	運 営 委 員	香 西 崇
理 事	青 木 寛 文（県弁護士会）	運 営 委 員	勝 又 小 百 合
理 事	野 村 健 一 郎（前長野大学）	運 営 委 員	宮 本 雅 透
理 事	遠 山 雅 子（リーガルサポートながの）	運 営 委 員	雅 楽 川 政 彦
理 事	宮 澤 政 彦（県医師会）	運 営 委 員	山 田 兵 治
理 事	市 川 彰（県理学療法士会）	運 営 委 員	春 原 伸 行

社会福祉士会宣言及び

生活保護基準引き下げ反対アピールについて(抄)

3月9日に開催しました総会において、緊急動議により本宣言及びアピールの承認をしました。

【宣言】

われわれは「社会福祉」士です。社会の福祉を護るべき専門職です。では、社会の福祉とは何か。社会を構成する個人が、自らの生活に幸せを実感できるような社会的役割機能、法制度、実践展開の総体が「社会福祉」であると考えられます。このことは憲法25条の生存権、憲法13条の幸福希求権を具現化することです。

今すさまじい勢いで社会福祉に対するバックラッシュ（曖昧さ回避）が起こされています。その兆候は、社会福祉基礎構造改革と称された社会福祉の市場化に始まりました。我々のアイデンティティにつながる、国家試験の試験科目から「社会福祉」の文言が抹消されたのもこの流れの中に位置づけて考えることができるでしょう。官から民への掛け声の元、公的資源が解体されました。これは、介護サービスの一般化には大きく寄与しましたが、消費財としての介護を購入できない格差も同時に生じさせました。障害者自立支援法も、サービスの多様化を果たしましたが、人間の価値の換金化という人間の尊厳にふれるような就労継続支援を現出させています。地域福祉の強調の裏に、共助を推進し、公助は後退させるつまり、公的責任を後退させ、地域の問題にすり替える論理が見受けられます。

だからこそ、今われわれ社会福祉士は、「社会福祉」を最前線で守る専門職として、アイデンティティを改めて確認しなければなりません。長野県社会福祉士会に所属する社会福祉士は、やっぱり「社会福祉」士であり、広く生活者の生存権および幸福希求権を擁護する専門職であることをここに宣言いたします。

【アピール】

生活保護費は生存権保障の最後の砦であると同時に、その基準は所得水準全般に影響を与えるものです。今、この砦が壊されようとしています。政府は、2013年8月以降、生活保護基準を3年間で約8%引き下げる方針を出し、それに基づく予算案を提出しました。この中で最も大幅に引き下げられるのは子育て世帯であり、これにより子どもの貧困化がさらに深刻化されることが心配されます。子どもの貧困化は貧困の連鎖を招く恐れがあり、将来にわたり大きな影響を残します。もとより、不正受給がないように適切な調査をするための体制整備は大切ですが、基準そのものを引き下げることは不正受給問題とは関係がありません。むしろ、適正な受給者の生活を追いつめてしまい、その社会的自立を阻害してしまう危険性を生じさせます。また、生活保護基準の引き下げは、最低賃金の引き下げや就学援助の適用の制限を招く恐れもあり、単一制度の問題にとどまらない国民的な問題に派生していきます。

社会福祉士は、最前線で一人一人の生活を護る、生存権を擁護する専門職です。長野県社会福祉士会はこの立場から、生活保護基準の引き下げに反対することをここに表明します。

仮に引き下げが強行された場合は速やかに以下の対応をとります。

1. 「ストップ貧困」プロジェクトを立ち上げる。
2. 生活保護引下げ後の利用者への影響について会員対象に調査を行い、状況を把握する。
3. 各地区の学習会において、生活保護に関しての問題提起を行う。
4. 年末に行われる貧困にかかわる相談活動に参画する。
5. 会の取り組みの中で確認された生活保護の在り方を県行政へ提言する。

～長野県地域生活定着支援センターの活動から～ 地域生活定着支援センターの機能が強化されます！

「地域生活定着支援センター」は、高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所・少年刑務所・拘留所・少年院）の退所予定者及び退所者等に対し、矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止対策に資することを目的として設置され、以下の業務を行っています。

- ア 矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務
- イ 矯正施設退所者の施設等への定着支援を行うフォローアップ業務
- ウ 矯正施設退所者等への福祉サービス等についての相談支援業務
- エ 地域のネットワークの構築と連携促進業務
- オ 情報発信業務

平成24年4月から長野県からの委託を受けて、職員4名体制で「地域生活定着支援センター」の業務を行ってききましたが、受託初年度は予想を大幅に超える取扱件数となり、関係機関や会員の皆様の支援をいただきながら、職員一丸となってより良い支援を目指して活動してきました。

このような実績を踏まえて、平成25年度は「地域生活定着促進事業」の受託に変更されることにより人員体制が強化され、「地域生活定着支援センター」の支援員が2名増員となり6名の職員体制となりました。これにより地域生活移行後も定着のための継続的なフォローアップ、相談支援まで支援を拡大・拡充し、入所中から退所後まで一貫した相談支援を行えるよう機能が強化されることになりました。

今後もより良い支援ができるよう努力してまいりますので、会員の皆様のご協力をお願いいたします。

“平成24年度 あり方検討プロジェクト意見書” まとまる

あり方検討プロジェクトでは、今後の会のあり方について意見をまとめ、2月5日に意見書を提出しました。全文は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。

1 情報発信（見える化）

- ・会の動き、研修案内、各分野の法改正や通知などの情報が会員に見えるようホームページ等を有効に活用すること。

2 タイムリー性と継続性を持った取り組み

- ・時代の変化に応じたタイムリーな研修や啓発活動に取り組むとともに、職能団体として啓発・提言（ソーシャルアクション）を継続して行なうこと。

3 既存会員の育成と活動支援について

- ・認定社会福祉士や上級社会福祉士として制度横断的な知識・技術の習得、専門性の維持を図るため、会員向けの研修体制を構築すること。※研修内に意見交換や議論ができる内容を盛り込む。

4 会員同士の連携・誰もが関わりやすい会

- ・会員相互の連携が円滑にできない等の課題があるため、顔の見える関係性づくりの一環として、名簿作成（職場名+氏名程度）を進めること。
- ・会員が提案する事業や活動に対し、地区活動を基盤にした展開を図る仕組みを構築し、特定の会員によらず様々な会員が委員会活動やプロジェクト、各地区活動の委員として関われるような仕組みを整えること。

5 他機関・関係機関とのネットワーク体制の強化

- ・既存の関係機関との連携に限らず生活支援という視点から衣食住に関わる関係機関とのネットワーク体制の構築について検討を行なうこと。

福祉まるごと学会イベント＝テーマ別分科会



“一人ひとり”の社会福祉士が集い、“みんな”で考える…
～そのひとりらしい暮らしを支える～

日時：平成25年5月25日(土)
午後1時00分～午後3時30分

場所：長野大学 4号館

内容：研究分科会

☆第1分科会 「貧困問題に社会福祉士はどう向きあうのか
—NPOの実践と生活保護の動向から—」

【提言者】長野大学社会福祉学部

助教 高木 博史 氏

☆第2分科会 「子どもの貧困と対策法制定の動き」

【提言者】日本社会事業大学

講師 内田 宏明 氏

☆第3分科会 「地域包括ケアの今後と地域づくり」(仮称)

【提言者】アザレアンさなだ総合施設長 宮島 渡 氏

☆第4分科会 「これからの障害者福祉の展望

—障害者総合支援法と

障害者虐待防止法を通して—」

【提言者】かりがね福祉会 施設長 小林 彰 氏

2013年3月27日、国立社会保障・人口問題研究所が2013年3月推計「日本の地域別将来推計人口」を発表しました。

調査の結果、2040年総人口は全ての都道府県で2010年を下回り、65歳以上の人口割合は全ての都道府県で3割を超え、猛烈な勢いで少子高齢化が進むとの見通しを示しました。

この激動する日本において、誰もが明日に、そして将来に不安を抱き暮らしています。私たち社会福祉士は、子どもも高齢者も、障がいを持っている人もいない人も、全ての人々をあらゆる差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などから守り、安心して暮らせる社会の実現に向けて努力する倫理責任を有しています。社会全体を見直すことはできませんが、“一人ひとりの社会福祉士”が考え、そして、“みんな”で話し合い、問題の所在を明確にすることは意義があると考えます。様々な提言のもと、その人らしい暮らしを支えるための社会のあり方について、みんなで考えてみましょう。

研究分科会終了後、長野県社会福祉士会定期総会が開催されます。議案書を確認の上、出欠の返信を期日までに事務局に提出してください。

なお、総会を欠席される場合は、必ず期日までに書面表決書又は委任状をご提出ください。

総会開催時間

午後4時00分～午後5時30分(予定)



総会終了後は懇親会を予定しています。(※参加希望者は参加申込書をご提出ください。)

時間：18時30分～ 会費：3,500円(飲み放題・2時間)

場所：華龍飯店(上田市上田原872-7(上田電鉄別所線「赤坂駅」隣り) TEL0268-27-1603)

この指とまれ！ ～日本社会福祉士会全国大会 参加者・企画者募集！～

長野県社会福祉士会では、昨年度に引き続き、会員同士が"学び"と"交流"を深める企画として、全国大会(岩手大会)の参加を推進しています。

今年度は、これまで日本社会福祉士会や長野県社会福祉士会で支援活動を続けてきた被災地である東北での開催となります。現在、有志では、宮城県内の社会福祉士との交流を含めた全国大会への参加企画を進めています。一人では参加しにくいけれど、誰かが行くのであれば…、という方は5月10日までに、事務局にご一報をください。この機会に是非一緒に企画を考え、全国大会に行きましょう！

なお、大会の申込は各自で岩手県社会福祉士会に行ってください。

※大会の詳細は、岩手県社会福祉士会大会専用ホームページ (<http://www.iwate-csw.or.jp/>) をご覧ください。

【日 程】 7月6日(土)～7日(日)

【会 場】 盛岡地域交流センター(マリオス)(盛岡市盛岡駅西通2-9-1)

【行程案】 7月5日 夜 : 長野発

7月6日 朝 : 盛岡着 ⇒ 日中: 大会参加

⇒ 夜 : 他の都道府県社会福祉士会会員との交流

7月7日 日中: 大会参加 ⇒ 夜 : 長野着

現地合流もOK!

今後の予定

最新の予定は、本会ホームページ (<http://nacsw.jp/>) をご確認ください。

日 程	時 間	場 所	内 容
5月25日(土)	13時00分～15時30分	長野大学	福祉まると学会プレイベント
5月25日(土)	16時00分～17時30分	長野大学	総会
7月6・7日		盛岡市	日本社会福祉士会全国大会
9月8日(日)	10時00分～17時30分	長野大学	基礎研修Ⅰ(集合研修Ⅰ)
12月15日(日)	10時00分～17時30分	長野大学	基礎研修Ⅰ(集合研修Ⅱ)

※基礎研修Ⅰは、6月28日までに事前申し込みが必要となります。

◎ 入会状況(平成25年3月末現在) * 会員数: 917名(男性会員: 409名 女性会員: 508名) 入会率: 33.9%

編集後記

『担雪埋井(タンセツマイセイ)』という言葉聞いたことはあるでしょうか?

雪を運んできて井戸を埋めようとしても溶けてしまい井戸が埋まるはずがないという意味があり、そこから「結果的には無駄と分かっている、人として為すべきことなら無駄と割り切らずに為していくこと」の大切さを伝える言葉です。言い換えれば、「骨折り損のくたびれ儲け」であり、為しても為しても…の試行錯誤の積み重ねから素晴らしいものが生まれてくることを意味しています。これは、退職した方が最後に私たちにプレゼントしてくれた言葉です。

新しい年度が始まりました。決して投げ出したり、諦めたりせずに国家資格を持つ専門職団体として、ソーシャルアクションを続けていきたいものです。(M)